

特定非営利活動法人秋田県介護支援専門員協会  
入会金及び会費規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人秋田県介護支援専門員協会定款第8条の規定により、入会金及び会費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会費の額)

第2条 会費は年会費とし、正会員は6,500円とする。

2 賛助団体会員の年会費は、30,000円とする。

3 賛助個人会員の年会費は、5,000円とする。

4 正会員の年会費には、一般社団法人日本介護支援専門員協会年会費を含むものとする。

(入会金の額)

第3条 入会金の額は、正会員は1,000円とし、入会時に納入するものとする。

2 入会金は、一般社団法人日本介護支援専門員協会入会金に充てるものとする。

(会費の徴収)

第4条 会費は毎年4月1日から6月30日までの間に、全額を納入するものとする。

2 新規入会を認められた者は、すみやかに会費を納入するものとする。

(委任)

第5条 その他入会金及び会費に関して必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附則

1. この規程は、平成22年4月1日から施行する。